

○さいたま市立学校給食センター条例施行規則

平成13年5月1日

教育委員会規則第25号

改正 平成14年3月25日教委規則第12号
平成15年3月27日教委規則第13号
平成15年7月29日教委規則第33号
平成16年3月26日教委規則第6号
平成16年5月31日教委規則第9号
平成16年12月28日教委規則第13号
平成17年3月28日教委規則第12号
平成17年4月28日教委規則第21号
平成18年3月27日教委規則第7号
平成19年3月27日教委規則第9号
平成20年3月27日教委規則第11号
平成21年3月27日教委規則第7号
平成22年3月31日教委規則第5号
平成23年3月29日教委規則第4号
平成23年8月29日教委規則第7号
平成24年3月27日教委規則第8号
平成25年3月25日教委規則第3号
平成26年3月28日教委規則第8号
平成27年3月27日教委規則第10号
平成28年3月25日教委規則第6号
平成28年11月9日教委規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市立学校給食センター条例（平成13年さいたま市条例第121号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(所管)

第2条 さいたま市立学校給食センター（以下「学校給食センター」という。）の所管は、市立小学校及び中学校で、学校給食センターによる学校給食の提供を必要としている学校とする。

(一部改正〔平成14年教委規則12号・15年13号・33号・16年6号・9号・13号・17年12号・21号・18年7号・19年9号・20年11号・21年7号・22年5号・23年4号・7号・24年8号・25年3号・26年8号・27年10号・28年6号〕)

(所掌事務)

第3条 学校給食センターの所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 学校給食センターの衛生管理に関すること。
- (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) 給食の搬送業務に関すること。
- (4) 給食物資の調達、検収及び保管に関すること。
- (5) 献立作成に関すること。
- (6) 食品衛生に関すること。
- (7) 調理業務に関すること。
- (8) 調理の指導、研究及び実施に関すること。

(全部改正〔平成15年教委規則13号〕)

(運営委員会の委員)

第4条 さいたま市立学校給食センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)の委員は、次に掲げる者のうちから委嘱又は任命する。

- (1) 市立小学校及び中学校の学校長
- (2) 市立小学校及び中学校の児童又は生徒の保護者
- (3) 市立小学校及び中学校の養護教諭
- (4) 学校医
- (5) 学校薬剤師
- (6) 関係市職員

(一部改正〔平成15年教委規則13号・17年12号・19年9号・23年4号・27年10号・28年12号〕)

(会長及び副会長)

第5条 運営委員会に、委員の互選により、会長及び副会長2人を置く。

- 2 会長は、運営委員会を代表し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(一部改正〔平成15年教委規則13号・19年9号・27年10号〕)

(会議)

第6条 運営委員会の会議は、会長が招集する。

2 運営委員会の会議は、毎年1回開くものとする。ただし、必要があるときは、臨時に開くことができる。

3 運営委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(一部改正〔平成15年教委規則13号・19年9号・27年10号〕)

(運営委員会の庶務)

第7条 運営委員会の庶務は、学校教育部において処理する。

(一部改正〔平成15年教委規則13号・19年9号・27年10号〕)

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市教育委員会が別に定める。

(一部改正〔平成15年教委規則13号・19年9号・27年10号〕)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成13年5月1日から施行する。

(小学校給食の調理等の臨時措置)

2 平成13年5月1日から平成14年3月31日までの間、さいたま市立中尾第二学校給食センターは、臨時に大谷口小学校の給食の調理及び運搬を所管するものとする。この場合において、さいたま市立学校給食センター職員就業規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第26号）その他の規定の適用については、これらの規定中「職員」とあるのは、「職員（大谷口小学校から配属された栄養士及び給食調理の業務に従事する職員を含む。）」と読み替えるものとする。

附 則（平成14年3月25日教委規則第12号）

(施行期日)

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

(さいたま市立学校給食センター職員就業規則の一部改正)

2 さいたま市立学校給食センター職員就業規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成15年3月27日教委規則第13号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年7月29日教委規則第33号）

この規則は、平成15年9月1日から施行する。

附 則（平成16年3月26日教委規則第6号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年5月31日教委規則第9号）

この規則は、平成16年6月1日から施行する。

附 則（平成16年12月28日教委規則第13号）

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成17年3月28日教委規則第12号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

（さいたま市立学校給食センター職員就業規則の一部改正）

- 2 さいたま市立学校給食センター職員就業規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成17年4月28日教委規則第21号）

この規則は、平成17年5月1日から施行する。

附 則（平成18年3月27日教委規則第7号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（さいたま市立学校給食センター職員就業規則の一部改正）

- 2 さいたま市立学校給食センター職員就業規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成19年3月27日教委規則第9号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月27日教委規則第11号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月27日教委規則第7号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日教委規則第5号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月29日教委規則第4号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年8月29日教委規則第7号）

この規則は、平成23年9月1日から施行する。

附 則（平成24年3月27日教委規則第8号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月25日教委規則第3号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日教委規則第8号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日教委規則第10号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月25日教委規則第6号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年11月9日教委規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。